

人権なら

2024年5月1日

第161号

NPO なら人権情報センター

● ひと・まち・生き生き

6月15日に第24期総会

なら人権情報センターが理事・支局長会議

NPOなら人権情報センターは4月13日、三宅町あざさ苑で第23期理事・支局長会議を開いた＝写真。古川友則・理事長のあいさつのあと、経過報告を西原学・専務理事が提案した。



今回は、①第23期総会の開催(6月25日)②第14回奈良県「差別と人権」研究集会の開催(9月2日)。奥田知志さん(NPO抱樸・理事長)の記念講演「助けてと言える国へ」と、地域づくりをしている県内の3団体からの活動報告とパネルディスカッション③学習会の開催(3月23日)。ウトロ平和祈念館副館長の金秀煥(キム・スファン)さんの講演「ウトロの歴史と人々と出会うー差別と分断を乗り越えた力」に取り組んできた。

三宅町「学童保育」を巡る民事訴訟は控訴審に

このほか、各市町村からの委託事業、商工会連合会関係、なら水平共済事業、県中小企業者協会関係事業、県労働保険代行組合関係事業、行政事務研究会関係事業などについての報告と、天理市役所職員間における差別事象についても報告した。

協議事項は植村照子・副理事長が提案。第24期通常総会は6月15日、あざさ苑で開催する。役員改選にあたるため、定款に沿い、理事専任届などの書類の準備などを確認した。さらに、「暫定決算書」を提案し、質疑のあと、採択した。

控訴審が始まった三宅町「学童保育」をめぐる民事訴訟については、総会での議論継続を確認した。

「部落差別」をめぐって論議

部落問題交流会で袖岡・瀧本さんが問題提起

部落問題全国交流会の事務局会議が4月22日にあった。袖岡正禎さんと瀧本哲哉さんがやりとりした「往復メール」の内容を、それぞれが紹介し議論した。

袖岡さんは①〈古い部落差別意識〉の残存か、同和行政後の〈部落タブー意識〉か②「部落差別＝差異なし」論か、〈差別のしくみ〉という近代社会構造化論か③「隠蔽と暴露の共犯関係」。この図式の有効範囲④部落差別は定義できないか。定義できないものとは聞えない、の4項目に整理して問題提起した。

瀧本さんは①「資本主義と部落差別」②「部落差別と部落民アイデンティティ」③「非部落から被差別部落に向ける視線の変化」の資料を準備。袖岡さんの提起に応じて問題提起した。

「部落差別＝差異なし論」ではだめ！に納得

質疑では、「議論のかみ合わなさ」や、瀧本さんの「頑固な主張」もあって、熱のこもった場となった。多少の「混乱」もあったが、興味深い議論となった。

瀧本さんは、「部落差別という実態がなくなり、イメージが独り歩きしている・・・」といった認識で、そもそも「部落差別を前近代の残滓ととらえている」ので、「部落への忌避意識やこわい意識」は些細なことだと受け取めている。つまり「部落差別＝差異なし論」で、これは「国民融合論」であると袖岡さんは述べた。また、「近代社会の差別のしくみ」論も興味深かった。

このほか、袖岡さんが2021年に熱海市で起きた土石流災害をめぐって「週刊新潮」が報じた記事「殺人盛土業者の言い草」「二人のワル」を配布。肩書を自由同和会としていた件をめぐって意見交換した。

政治的早期全面解決を求める

優生保護法問題で当事者らが院内集会

「優生保護法問題の政治的早期・全面解決を求める院内集会」が3月21日、衆院第一議員会館であった。当事者、支援者359人が詰め掛け、Zoom参加を合わせると、60



0人程となり、この問題への関心の高さを感じた。

国会議員も40人が参加。優生保護法裁判の早期解決を求めることや、一時金支給法の請求期間が延びたことを話した。だが、請求期間が延びたからといって、問題が解決されるわけではない。国会議員の今後の行動や活動に注目したい。

「一刻も早く解決してもらい、国に謝ってほしい」

仙台、福岡、大阪などで裁判を起こしている原告の人たちの話を聴いた。その話に共通していた言葉は「一刻も早く解決してもらい、国に謝ってほしい」だ。

障害を理由に受けた不妊手術によって子どもを産み育てるという人間としての権利が奪われた。集会の資料では、原告39人のうち、6人が亡くなり、認知症の進行や、入退院を繰り返している人もいる。

正義・公平な判決を求める署名が27万筆も

国は過去の過ちを認めず、裁判を長引かせようとする。優生保護法という法律は大学の授業などで聞いたが、裁判のことまでは知らなかった。裁判の傍聴や、原告の話を聴いて、辛く悲しい悔しい思いをしていることを知った。国は一刻も早く被害に遭われた人たちへの救済・謝罪をしてほしいと強く思う。

各地での裁判は、5つが最高裁までいっている。今年中には判決が出ると予想される。正義・公平な判決を求める署名活動は、26万9969筆が集まった。私もピープルファーストの人たちと一緒に、最後まで裁判を応援していきたい。(ひまわり支援員・和田理人)

広がってきた参加者の幅

3月の子ども居場所づくりは「わいわい食堂」

3月の子ども居場所づくり「みんなであそぼう会」は30日に三宅町あざさ苑で「わいわい食堂」をしました＝写真。参加者は幼児1、小学生10、中学生8、サポーターの大人11の計30人でした。

今回は、春休み中のお昼ご飯に、豚汁、フランクフルト、いろいろなおにぎり。おやつにはフライドポテトを用意しました。みんなで食卓を囲もうと、全員でご飯をいただくことにしました。



ご飯を食べたあとは、のんびりとボードゲームをしたり、友だちとゲーム機でゲームをしたり、“つくってたのしもう”の講師、石井弥生さん(やよちゃん)も来てくれて、くるみボタンのマグネットを作った子もいて、それぞれ好きなことをして過ごしました。

人を「つなぐ」役割を持っている居場所づくり

気持ちのいい日だったので、小学校の運動場であそぶ子どももいました。自由に過ごすルール(外に出る時は声をかけることや、タイムスケジュールを守るなど)を守ってあそんでくれたことがとてもうれしかった。

顔なじみの子どもや友だちを連れてきてくれた子もいて、参加者の幅も広がっているように感じています。部活などもある忙しい中で、時間を見つけ、役割をもってくれる中学生の存在は頼もしくありがたいです。

子どもたちが喜んでくれるなら…と午前中に大人のサポーターが次々と集まってくれました。それぞれの思いや関わりをもって大事な時間を子どもたちのために参加してくれる大人の存在に感謝です。そのぬくもりは、ご飯や活動を通して伝わっていると思います。

そんな大人の存在を大切に、改めてこの居場所づくりの活動が「つなぐ」役割をもっていると考えています。新年度もわくわくしながらすすめていきたいと思っています。(子どもの居場所づくりをつくろう会・山本薫)

4・11「人権を確かめ合う日」

大和郡山市など県下の市町村が一斉取り組み

「人権を確かめ合う日」市民集会在4月11日、大和郡山市城ホールであった
 =写真。部落解放同盟奈良県連初瀬支部書記長の松田浩資さんが「部落史観の転換と部落問題の今日的課題」のテーマで講演した=写真。



松田浩資さんが講演「部落史観の転換と課題」

これまでの部落史観は、「被差別部落は江戸初期の身分制度のもと、最下層に位置付けられた人々を中心に形成され、現在もさまざまな差別を受けている地域」と認識されてきた。

だが、「中世から江戸期において、穢多・非人階層の役割は、穢れをはらう清め役（祭事での露払い、天変地異時の祈祷、屍牛馬の処理、遺体の埋葬）であり、それにとまなうさまざまな特権を有してきた。



「皮革業の独占、芸能関連の統治、神社仏閣での興行権、警察権力の執行や補助であり、非日常の出来事や催事には、その職能や権利を使って村々の安寧を保ってきた。そのため、村人からは畏怖畏敬の念を抱かれていた。従来言われてきた、差別され貧しい生活状況だったという認識は間違いである」と。

権益が奪われ、差別意識のみが受け継がれた

しかし、江戸後期になると、科学的・合理的な思考の普及により価値観が変化。受け継がれてきた因習や文化が否定され、被差別民の権益が奪われ、共同体の中での畏怖畏敬の念が薄れ、自分たちとは違うという意識のみが受け継がれた、と。

「江戸幕藩体制の崩壊－明治維新－解放令の中で、身分制はなくなったものの、権益と報酬が無くなり、

課税対象となった。被差別部落は近代化から取り残され、困窮化が進んだ」。

「同和対策事業や同和教育によって、部落出身者と一般地区住民との交流が拡大。部落出身者の多くは婚姻や就労で部落外に生活基盤を持つ人が増えた。その中で部落出身者は地域や職場、親戚との関係に生きづらさを感じている者が多い。このような点で、部落問題はきわめて地域・職場などの個人人間関係によるところが大きいのではないかと考える」と。

部落問題はきわめて市民の課題である

松田さんは話のまとめとして、「穢多・非人層は中世から村落共同体の中でなくてはならない役割があり、権益があった」「近代主義思想が部落の役割、権益を奪った」「部落の貧困は明治時代に本格化した」「部落は人々の入れ替わりが激しかった」「部落問題はきわめて市民の課題である」とした。

総会は5月17日に開催へ

田原本町企業内人権教育推進協が役員会

田原本町企業内人権教育推進協議会は3月22日、町役場会議室で第2回役員会を開催した。議題は、2024年度通常総会、活動報告、予算など。また、役員改選年度に当たるため、選考についても協議した。

その結果、総会は5月17日、田原本青垣生涯学習センターで開催する。記念講演は関西大名誉教授の石本清英さんを招き、「市民意識調査からみる部落問題」と題して話をしてもらうこととした。

また、県立高等養護学校生徒の社会参加と連携するため、総会の受付ボランティアとして協力要請することも確認した。

田原本町企業内人推協は、町内の31企業が加入し、地域、行政、学校と連携し、人権のまちづくりを目指す一翼として活動を重ねてきている。この活動を今後も継承し、あらゆる人権にかかわる問題を学び、広げていくことにしている。

ヘイトスピーチ規制の条例を

県条例の制定を実現する会が集会

奈良県ヘイトスピーチ規制条例制定要求実現集会在4月17日、県人権センターであった＝写真。同条例を実現する会が主催。70人が参加した。



加来洋八郎さんが「規制条例問題の県議会の動きは鈍い。4月中に請願書を提出したい」とあいさつ。

実現する会は、これまで学習会を4回開いてきた。第1回目はウトロ平和祈念館副館長の金秀煥さんが「ヘイトクライムを乗り越えて～ウトロ地区放火事件について」と題して講演。在日朝鮮人集住地ウトロを狙った放火事件の概要と、そのショックを乗り越え、2022年4月に平和祈念館を開館したことを報告した。

歴史の忘却や不検証がヘイトの温床に

第2回目は弁護士の師岡康子さんが「差別禁止法実現へ～規制条例の現状と課題」をテーマに講演。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに対して罰金を科す全

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

衆院3補選は自民の退潮を鮮明にした。裏金や統一教会問題が響いたのだ。法は守らない。脱税はする。言うことは詭弁。態度は傲慢。責任は取らない。完全に民を舐めている。こんな連中が権力を握り続けて良い訳がない。最低限、議員辞職が筋だ。「国民全体の奉仕者」であることを忘れ、唯々、利権を貪り、大資本や富裕層への奉仕者として振る舞う。物価高、低所得に喘ぐ民には目もくれない。弱肉強食そのものだ。その上、軍拡を図り、戦争準備を進める。社会には澱んだ空気が漂う。嫌な思想が蔓延る。生き辛さは増すばかり。まともな社会を築かないと民は救われない。

国初の条例を制定した川崎市を紹介。歴史の忘却や不検証がヘイトクライムの温床になっていると訴えた。

第3回目は先住民族アイヌの声実現！実行委員会事務局長の出原昌志さんが「杉田水脈のアイヌヘイト問題から考えるヘイトスピーチ規制条例」と題して講演。杉田は国連女性差別撤廃委員会で「チマチョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場」とブログに書き込んだ。これに対し札幌市法務局は人権侵犯と認定。でも、杉田は謝罪を拒否。これは国や社会がヘイトを黙認・放置しているからだと言った。

本質は同じ人間、社会の一員であることの否定

第4回目は弁護士の丹羽雅雄さんが「日本におけるヘイトスピーチ・ヘイトクライムの本質とは何か」を講演。ヘイトの本質は特定の属性を有する人々を同じ人間であること、社会の一員であることを否定し、差別し攻撃する点で共通している。それは歴史的に形成された構造的差別から生み出されていると言った。



これらの学習会の蓄積をふまえ、ヘイトスピーチ規制条例案を読み上げて検討した。条例案は「何人も人種、国籍、民族、年齢、性別、性的志向、性自認、世系(被差別部落出身を含む)、障害、その他の自由を理由に不当な差別的扱いをしてはならない」「差別的言動をしたものに対し、氏名の公表と罰金等を科すこととする」との罰則規定を盛り込んだ。

参加者からは「当事者機関の設置を」など、条例の補強意見があった。集会宣言を採択し、多文化共生フォーラム奈良の松谷操さんが閉会あいさつした。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/